

目 次

別添資料 1-1	【大阪府】義務教育学校設置状況	P1
別添資料 2-1	【文部科学省】コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) について	P2
別添資料 2-2	【文部科学省】コミュニティ・スクールの在り方等に 関する検討会議 最終まとめ(概要)	P3
別添資料 2-3	【大阪府下各市町村】学校運営協議会等の設置状況等に ついて	P4
別添資料 3-1	【文部科学省】よくわかる用語解説・関係法令	P5
別添資料 3-2	【文部科学省】学校選択制に関する主な意見等の整理	P9
別添資料 4-1	「学級数の推移」(H18～R03)	P15
別添資料 6-1	【文部科学省】GIGA スクール構想の実現へ	P16
別添資料 6-2	「阪南 GIGA スクールビジョン」	P22
別添資料 6-3	「阪南市の英語教育」	P24

大阪府 義務教育学校設置状況

	市町村名	義務教育学校名
1	大阪市	義務教育学校生野未来学園
2	池田市	ほそごう学園
3	能勢町	能勢ささゆり学園
4	守口市	さつき学園
5	東大阪市	義務教育学校池島学園
6		義務教育学校くすは縄手南校
7	八尾市	高安小中学校
8	羽曳野市	はびきの埴生学園
9	和泉市	南松尾はつが野学園

コミュニティ・スクールの在り方に関する検討会議 最終まとめ（概要）

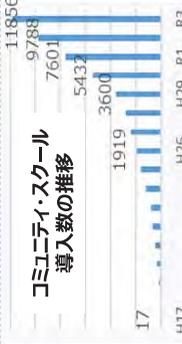
～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

令和4年3月14日

経緯：平成29年の地教法改正法附則において、施行後5年を別途として、学校運営協議会の活動の充実、設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることされている

1. コミュニティ・スクールに関する現状 2. コミュニティ・スクールの成果と課題

- コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教法の改正により制度化
- 平成29年の地教法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会との努力義務化
- ▶ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
- ▶ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携、協働による学校運営の重要性を一層認識
- ▶ 導入状況の自治体間・学校間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



3. これからのコミュニティ・スクールの在り方

- 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等3つの権限、教育委員会との努力義務等） → 現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
- 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等） → 関係者の更なる理解促進が必要

【これからのコミュニティ・スクールの在り方】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校への

コミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【取組の方向性】

(1) コミュニティ・スクールの導入促進

- 教育委員会による導入計画の策定
- 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
- 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

(2) コミュニティ・スクールの質的向上

- 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
- 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
- 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人选

(3) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 画取組の相乗的な連携・協働の推進
- 学校と地域が連携、協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
- 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

4. コミュニティ・スクール推進のための国の方策

- 教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動のための支援等）
- 教育委員会の伴走支援体制構築の支援（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、CSマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
- コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進（教育長、首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等） など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

【学校運営協議会等の設置状況等について】

「学校運営に係る実施状況調査(府)」(R3.2)

別添資料2-3

	基礎情報			学校運営協議会											市の会議員			
	小学校数	中学校数	義務教育学校数	現状			開始年度	予定						類似体 ◎学校運営協議会 ●学校評議員	教委が委員を委嘱	謝金の予算化	委員会規則に位置づけ	
				(設置の種類)				R3設置予定			R4設置予定							
小	中	義務	小	中	義務	小	中	義務	小	中	義務	小	中	義務				
1 豊中市	41	17							1						●	1	要綱	
2 池田市	9	4	1	1		1	H29								○	1	1	
3 箕面市	14	8													○		要綱	
4 能勢町	1	1		2	1	1	H30								◎	1	1	
5 豊能町	4	2								4	2				○	1	1	
6 吹田市	36	18													●	1	1	
7 高槻市	41	18								4	2				●	1	1	
茨木市	32	14								32	14				○		1	
摂津市	10	5													○		1	
10 島本町	4	2													○		1	
11 守口市	13	7	1	21	13	7	1	H30							◎	1	1	
12 枚方市	45	19		45	45			R1							●	1	1	
13 寝屋川市	24	12													●	1	1	
14 大東市	12	8							3	2		9	6		○		1	
15 門真市	14	6													●	1	1	
16 四條畷市	6	3										6	3		●	1	1	
17 交野市	10	4										1	1		●	1	1	
18 東大阪市	49	23	2												○		1	
19 八尾市	27	14	1									27	14	1	●	1	1	
20 柏原市	10	7										1	1		●	1	1	
21 富田林市	16	8													○		1	
22 河内長野市	13	7		13	13			H24		7					●		要綱	
23 松原市	15	7										15	7		●	1	1	
24 羽曳野市	13	5	1												○	1	1	
藤井寺市	7	3													○	1	1	
大阪狭山市	7	3		1	1			R2							○	1	1	
27 太子町	2	1										2	1		○		1	
28 河南町	2	1										1			○		1	
29 千早赤阪村	2	1										2	1		●	1	1	
30 泉大津市	8	3		3	2	1		H31				6	2		○	1	要綱	
31 和泉市	20	9	1	1		1		R2							○	1	1	
32 高石市	7	3													●	1	1	
33 忠岡町	2	1													○	1	1	
34 岸和田市	24	11													○		1	
35 貝塚市	11	5							1						○	1	1	
36 泉佐野市	13	5													○	1	1	
37 泉南市	10	4													○	1	要綱	
38 阪南市	8	4													○	1	要綱	
39 熊取町	5	3													○	1	1	
40 田尻町	1	1										1	1		●	1	要綱	
41 岬町	3	1										3	1		○	1	1	
合計	591	278	7	87	75	9	3		4	10	0	114	56	1	●15 ○24 ◎2	30	9	32/9

よくわかる用語解説

1 就学校の指定

市町村教育委員会は、市町村内に小学校(中学校)が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校(中学校)を指定することとされている。(学校教育法施行令第5条)

2 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。

この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域社会がつけられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断に基づいて設定されている。

3 学校選択制

市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することができる。(学校教育法施行規則第32条第1項)この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。便宜的に分類すると、主に以下のようなタイプがある。

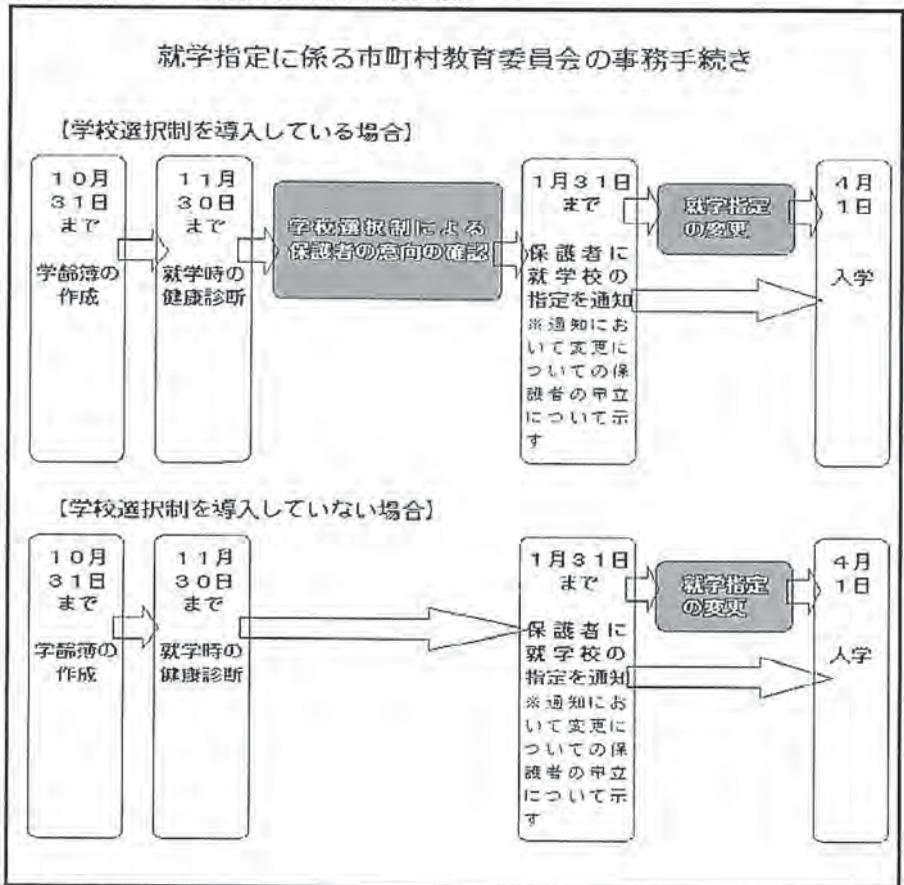
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

4 就学校の変更及び区域外就学

(1) 就学校の変更(学校教育法施行令第8条)

市町村教育委員会から指定された就学校が、保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合において、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認めるときには、市町村内の他の学校に変更することができる。(学校教育法施行令第8条)

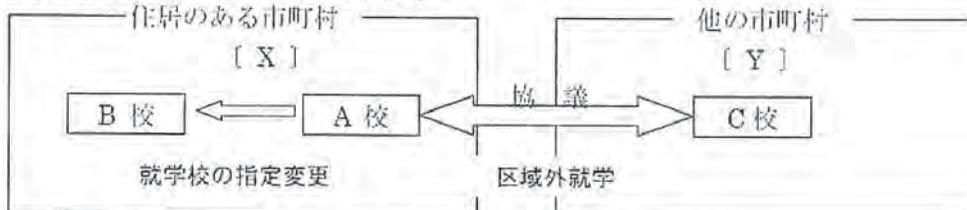
また、市町村教育委員会は、就学校を指定する通知において、この保護者の申立ができる旨を示すこととなっている。(学校教育法施行規則第32条第2項)



(2) 区域外就学

一定の手続きを経て、関係市町村教育委員会間の協議が整えば、他の市町村等の学校にも就学することができる。(学校教育法施行令第9条)

「区域外就学」の場合には、保護者はY市町村等の教育委員会の承諾をあらかじめ得た上で、地元のX市町村等の教育委員会に届け出る必要がある。その際、Y市町村等の教育委員会は、承諾をする前に、X市町村の教育委員会と協議しなければならない。



5 就学指導委員会

教育上特別な配慮が必要な児童・生徒については、就学校の指定に当たって、心身の故障の種類、程度等に関する慎重な判断が求められる。このため、市町村教育委員会には、就学指定について専門家による調査・審議を行う「就学指導委員会」を設置し、適正な就学手続きの実施を図ることが重要である。（学校教育法施行令第18条の2）

[前のページへ](#)

[次のページへ](#)

— 登録：平成21年以前 —



関係法令

○ 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）

（就学すべき学校の指定）

第5条（略）

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知（入学期日の通知）において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

（就学すべき学校の変更）

第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等……をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校以外の小学校又は中学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校又は中学校が他の市町村の設置するものであるときは当該市町村の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校又は中学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

○ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第32条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項（同令第6条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により就学予定者の就学すべき小学校又は中学校（次項において「就学校」という。）を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。この場合においては、意見の聴取の手續に關し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

2 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第5条第2項の規定による就学校の指定に係る通知において、その指定の変更についての同令第9条に規定する保護者の申立ができる旨を示すものとする。

第33条 市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手續に關し必要な事項を定め、これを公表するものとする。

[次のページへ](#)

資料4 学校選択制に関する主な意見等の整理

1. 学校選択制についての基本的な考え方

- 基本的な考え方として、学校選択制は地域によって様々な事情があり、全国一律に推進すべきというものではない。メリットとデメリットを十分に考慮した上で学校設置者が導入を判断すべきものである。本作業部会は、教育的な観点から、学校選択制を導入する際に考慮すべき要素、留意点等を提示することが必要である。
- 学校選択制は学校に変化をもたらす一つの方法といえる。ただし、教職員や保護者、地域が学校選択制の下で学校改革に前向きに取り組める条件整備を同時に図ることが前提となる。
- 保護者が消費者の感覚で学校を選び、後は学校に任せるという意識があり、学校の教育活動への参加意識が高くないという問題が指摘されている。
- 地域と学校のつながりが希薄になり、自分たちの生活拠点に密着した題材を扱う学習指導を行うことに支障を生じたり、地域住民が通学の安全確保に協力してくれることなどが行いにくくなる。
- 学校選択制を導入することに教育的なメリットがあると考えられる場合においても、児童生徒の通学上の安全との関係については十分な検討が行われるべきである。
- 就学校の指定変更についても同様の点に留意していくべきである。

<総論>

○学校選択制は、市町村教育委員会が、就学校の指定を行う際に、事前に保護者等の意見を聞き、入学する学校を選べるようにするものである。学校選択制を導入するか否かは、学校設置者である市町村教育委員会の判断である。

○保護者や児童生徒が学校を選択できるようにするということは、地域によっては学校に変化をもたらす一つのツールとして活用することも考えられる。一方で、学校選択制は規制改革という大勢の流れから来たものという見方もある。

○学校選択制については、地域によって、学校や地域の実情、通学条件その他様々な事情があり、全国一律に導入を促進すべきものではない。また、一言で学校選択制と言っても、市町村内全域やあるいは一定のブロック内から自由に学校を選ぶような仕組みと、特定の学校やあるいは通学区域の再編などによる一定の地域内においてのみ学校を選べる仕組みとでは、意味や課題等が大きく異なる。

○本作業部会では、学校選択制の導入に係るメリットとデメリットの両方を整理した上で、学校選択制を導入する場合において特に留意すべきことを示すべきである。

<学校選択制を導入した市町村が感じているメリット・デメリット>

○文部科学省が行ったアンケート調査によると、学校選択制導入の検討の課題や背景は、大きく分けると、1. 保護者や地域住民からの学校選択のニーズ、2. 市町村合併や学校の再編、3. 地域内の住宅事情や交通事情の変化、4. 少子化や学校・地域の活性化を背景としているものがある。

○学校選択制の導入の成果としては、1. 保護者の学校教育への関心が高まった、2. 子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった、3. 選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた、4. 学校の方針等を積極的に発信するようになった、といった声がある。

一方、課題としては、実施している市町村では、特に課題はないと回答している地域もあるが、1. 通学距離が長くなることに伴う安全確保の問題、2. 学校と地域との関係の希薄化、3. 入学者が大幅に減少したことで適正な規模が維持できなくなった学校が出てきたことなどが指摘されている。

○学校選択制を導入する場合、一般には地域間格差や学校間格差が生じると言われる。地域によってはそれが大きな問題にはなっていない地域もあれば、導入時に想定された以上に大きな問題が生じたという地域もある。

<特色ある教育活動との関係>

○学校選択制を導入するにあたり、「特色ある学校づくり」をその目的と掲げる市町村が多い。「特色ある学校づくり」については、単に他の学校との違いを出すこと自体を目的とするのではなく、各学校が抱える課題を解決するための手段として、その学校が置かれている地域の特色をどのように生かしていくか、どのような工夫を行っていくかということが重要であり、そのような趣旨に基づく特色ある教育活動を行っていくことが期待される。

<保護者の学校への関心や協力>

○学校運営協議会制度は、保護者が学校運営協議会を通じて、学校や教育委員会に対して直接意見を述べる仕組みである。これに対して、学校選択制は、ある学校を選ぶ、又は選ばないという行為によって学校に対する考え方を伝える仕組みであるということもできる。

○学校選択制を機に、学校側も様々な努力をしているが、実態としては、保護者の学校選択の判断基準は、必ずしも各学校の教育活動の特色や教育方針に依拠しておらず、友人関係や学校の立地条件、生徒指導上の問題があるかどうか、などが優先してしまいがちであるという指摘がある。

○学校運営協議会制度においては、保護者が学校運営の責任の一端を担う意識で、学校を一緒につくろうとしていることが多いのに対し、学校選択制においては、保護者が消費者の感覚で学校を選び、後は学校に任せるという意識であり、学校の教育活動への参加意識があまり高まらない傾向があるという指摘がある。

○学校を選択することによって、学校と保護者との連携を深めることができるのかという観点から、学校選択制の導入をするか否かを考えるべきではないか。

○学校を選択する場合には、選択した学校に対して、参加や協力をしていく責任も表裏の関係として期待されているものである。しかし、学校を選ぶものの、保護者が学校にあまり協力しないような状況があるのではないか。

○保護者に対して学校への関心を高め、参加や協力を促していくような働きかけを行うことが不可欠である。

<学校と地域との関係>

○学校選択制を導入することの問題点として、特に市町村内のどの地域からでも通える完全に自由な学校選択制を導入する場合には、従来の地域と学校の関係が希薄化することが指摘されている。

○小学校の生活科や総合的な学習の時間では、自分たちの生活に密着したところのものを題材にして扱う学習指導などを行いにくくなるという懸念がある。

また、地域の行事について、もともと多くの子どもたちが地域の行事に参加していたのが、学校選択制の導入により、通学区域外の学校へ通学する子どもが参加しにくくなったという地域もある。

さらに、地域住民が、子どもの登下校の安全確保のために集団登下校に協力的な地域などでは、学校選択制の導入により、そうした安全確保が行いにくくなることになる。

○学校選択制を行うにあたっては、従来の通学区域を越えたところでの学校と地域の連携を、どのような形で進めていくのかが一つの課題である。

<教職員との関係>

(選択制に前向きに取り組める条件整備)

○学校選択制は、選択されるような学校づくりを目指すということを通じて、目に見える形で学校に変化をもたらすことができる一つの仕組みであるといえる。しかし、実際には、学校の立地条件など、教職員の努力とは無関係な要素により学校が選択されている面もあるのではないかと。そのためにも、学校選択制の下で、教職員や保護者、地域が学校改革に前向きに取り組むことができるような条件整備を同時に進めることも必要である。

○また、学校選択制の中では新入生の数が入学直前まで予測できないことから、教員の配置等に支障が生じることがあるという指摘もあり、このような点についても教育委員会からの配慮が求められる。

(教員人事と学校選択制)

○我が国の教員の人事異動システムは、定期的な人事異動により、様々な才能を持った教員を各学校に平等に配置できる機会を確保し、全体的な水準の維持向上を図ることに主眼を置いてきた。教員が定期的に異動することと学校選択制をどのように関連させていくのかを考える必要がある。

○例えば、学校の「特色」の中には、部活の指導者のように、特定の教員の力量に依っている場合もあるが、いつまでもその教員を当該校に留め置けるわけではない。このような場合には、そもそも教育委員会として部活動をどのように考えるのかという観点を持つことも必要である。

<通学の問題>

○学校が選ばれる理由として、学校側の努力だけでは改善できないような、通学の利便性や学校の立地条件などで選ばれている面もある。

○また、市町村によっては、学校選択制のメリットを認めつつも、通学上の安全との関係で、選択の幅に一定の制約を設けたところもある。児童生徒にとって、毎日安全に学校に通うことがで

きるということは、極めて重要な前提である。学校の適正配置に関する議論と通じるが、学校選択制の導入の検討にあたっては、各地域の交通事情などを慎重に考慮することが必要である。

<その他>

〇就学校の指定変更についても、運用によっては事実上、学校選択制と同様の仕組みになる場合もある。学校の特色、保護者の教育活動への参加などについては、学校選択制と同様の観点について留意をする必要があると考えられる。

<コラム>学校選択制の状況について

各都道府県が抽出した市区町村教育委員会とすべての政令指定都市教育委員会を対象としたアンケート(平成20年度)では、学校選択制の導入の検討を始めるにあたっての課題、背景について、「保護者や地域住民からの学校選択のニーズ」「市町村合併や学校の再編」「地域内の住宅事情や交通事情の変化」「少子化や学校・地域の活性化」などを柱とするものが挙げられている。

学校選択制の導入による成果(回答自治体数:128。複数回答)については、「保護者の学校教育への関心が高まった」が43自治体、「子どもが自分の個性にあった学校で学ぶことができるようになった」が42自治体、「選択を通じて特色ある学校づくりが推進できた」が41自治体、「その他」が50自治体となっており、その他の中には「各学校が学校説明会を実施するなど、学校の方針等を積極的に発信するようになった」といった回答があった。

なお、「学校同士が競い合うことにより教育の質が向上した」は5自治体にとどまっている。

学校選択制の導入による課題(回答自治体数:128。複数回答)については、「課題は特にない」が50自治体、「通学距離が長くなり、安全の確保が難しくなった」が15自治体、「学校と地域との連携が希薄になった」「入学者が大幅に減少した学校ができ、適正な学校規模が維持できない学校が生じた」が8自治体、「学校選択制を導入したが、学校の活性化が十分に図られていない」が6自治体、「学校間の序列化や学校間格差が生じた」が3自治体、「その他」が49自治体となっており、その他の中には「学級数等の確定がぎりぎりまでかかる等、教員の配置等に課題がある」といった回答があった。

(※「学校選択制の状況について」(平成20年度。文部科学省アンケート)より)

2. 学校選択制を導入する上で特に留意すべきこと

- 保護者が子どもの教育のためによりよい学校選択を行うことができ、かつ入学後に学校の教育活動への参加を促すような情報提供が必要である。
- 学校を選択する場合には、選択した学校の約束事を守ったりすることや、積極的にその学校の教育活動に参加することが期待されているものであるということも、保護者に伝えることが望まれる。
- 選択されなかった学校(児童生徒数が減った学校)について、支援をどのようにして行い、そこで豊かな教育を行わせるのが重要である。
- 学校選択制と関連して、「児童生徒の人数に応じて学校に予算を配分する」という考え方もあるが、義務教育である以上、何らかの教育的な課題があることによりある学校が選択されないこと

いう状況があれば、その課題を克服できるよう行政(教育委員会)が支援するという観点も必要である。

<保護者の学校への参画を促す情報提供の在り方>

○保護者が学校を選択するにあたり、子どもの教育のためによりよい学校選択を行うことができ、かつ入学後の学校の教育活動への参加や協力が得られやすくなるような、情報提供の在り方や環境整備が必要である。

○高等学校進学率や学力テストの結果などのわかりやすい数値や風評だけが一人歩きしてしまう危険性がある。保護者が学校の提供する情報よりも風評に基づいて学校を選んでしまうのは、学校の提供する情報が、保護者が学校を選択する上で必ずしも役に立つものになっていないとも考えられる。保護者が風評を含めた評判に敏感に反応することを前提として、学校の情報提供の在り方について考えていくことが重要である。

例えば、紙媒体やホームページ等により学校に関する情報を発信することはもとより、子どもたちが学校や地域の中で、どのような生活、活動をしているのかという子どもの様子そのものを保護者に見てもらうことも大切であると考えられる。

○その上で、市町村教育委員会においては、学校を選択する場合には、選択した学校に対して、積極的にその学校の教育活動に参加したり協力したりすることが期待されているものであるということも、保護者に伝えることが望まれる。

<教育委員会から学校への支援>

(小規模になる学校へのサポート)

○学校選択制を行っている中で少子化が進むと、少子化により地域の子とも数自体が減少している学校ほど学校選択制により選ばれなくなり、児童生徒数の減少に拍車をかける場合もある。学校選択制の課題としてあげられているいくつかの事柄は、学校選択制の問題というよりも、小規模校の問題と言い換えることもできる。小規模校の良さも認めつつ、デメリットをどのように克服していくのかという議論も必要である。

○急激な児童生徒数の増減を避けるため、本来の通学区域外の学校に入学できる人数に制限を設けたり、隣接する学校や徒歩で通える学校に選択の幅を限るなどの方法も考えられる。

(「選択されない」学校の問題解決支援)

○学校選択制を進めていくためには、選択されなかった学校に対する支援をどのようにして行い、そこで豊かな教育を行わせるのが重要である。

○特色ある取組で成果を挙げている学校に対し、教育委員会がその取組の普及のために支援を行うということは学校の活性化のための一つの方策として考えられる。学校選択制と関連して、より多くの児童生徒が入学する学校ほど、望ましい取組を行っている学校であると見なし、児童生徒の人数に応じて学校に予算を配分するという考え方もある。

○一方で、必ずしも保護者は各学校の特色ある取組の成果を見て学校を選択しているとは限らず、多くの児童生徒が入学しているからといって直ちにその学校の取組が優れたものであると見なすことはできない。また、義務教育である以上、ある学校が、何らかの教育的な課題があることにより、選択されない状況があれば、その課題を克服できるように、行政(教育委員会)が学校

を支援することが必要である。

○学校選択制を通じて各学校が抱えている課題が浮き彫りになるため、その課題への対応について学校に手厚く支援を行えば、学校選択制を通じて学校間の格差を埋めることができるという見方もある。

○米国の学校選択制においても、課題を抱えている学校については、保護者に選択権を与えるだけでなく、問題克服のために指導主事に相当する専門的職員が学校を支援したり、研修や人事異動等により学校の教育改善のための取組が行われる。

○課題を抱える学校に対する市町村教育委員会からの支援としては、1. 課題への対応のために必要な予算を措置すること、2. 優先的に希望する人材を配置するなど人事面で支援すること、3. 指導主事や退職校長等が校長の学校経営の相談に乗ることなどの支援を行うことが期待される。

（学校選択制と学校統合）

○小規模校には小規模校の良さもあるため、あえて小規模の学校を希望する保護者や児童生徒もいる。このため、学校選択制の結果により一時的な傾向として児童生徒数が減少したことをもって学校統合を行うことは、小規模の学校を選ぶ保護者や児童生徒の意向に沿わないものであるから、学校選択制導入の趣旨にもそぐわないと考えられる。なお、学校統合については、地域の子どもの減少見込みなども踏まえつつ、今後の学校の在り方をどのように考えるかという観点から検討すべきものである。

お問合せ先

初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室

（初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室）

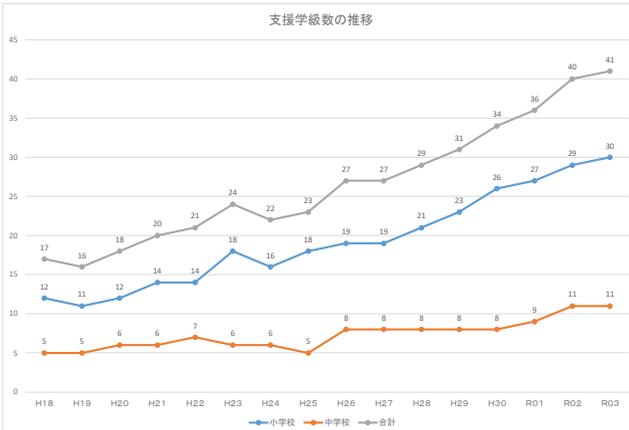
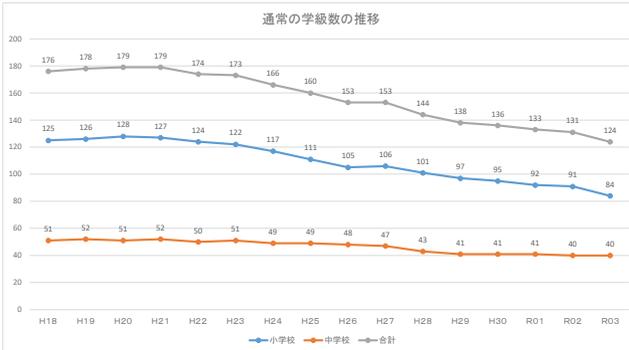
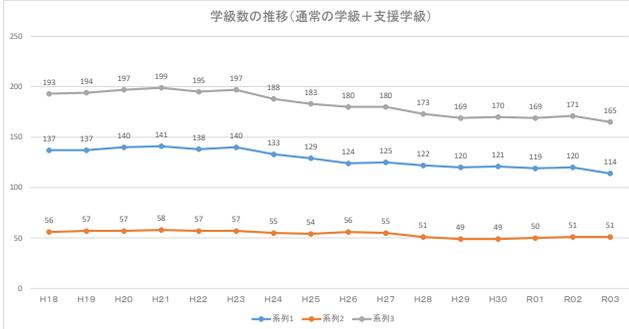
— 登録：平成21年以前 —

学級数の推移

◆通常の学級数・支援学級数

※各年5月1日現在（学級数には支援学級を含む）

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
学級数	小学校	137	137	140	141	138	140	133	129	124	125	122	120	121	119	120	114
	中学校	56	57	57	58	57	57	55	54	56	55	51	49	49	50	51	51
	合計	193	194	197	199	195	197	188	183	180	180	173	169	170	169	171	165
通常の学級数	小学校	125	126	128	127	124	122	117	111	105	106	101	97	95	92	91	84
	中学校	51	52	51	52	50	51	49	49	48	47	43	41	41	41	40	40
	合計	176	178	179	179	174	173	166	160	153	153	144	138	136	133	131	124
支援学級数	小学校	12	11	12	14	14	18	16	18	19	19	21	23	26	27	29	30
	中学校	5	5	6	6	7	6	6	5	8	8	8	8	8	9	11	11
	合計	17	16	18	20	21	24	22	23	27	27	29	31	34	36	40	41



GIGA スクール 構想の実現へ

1人1台端末は令和の学びの「スタンダード」

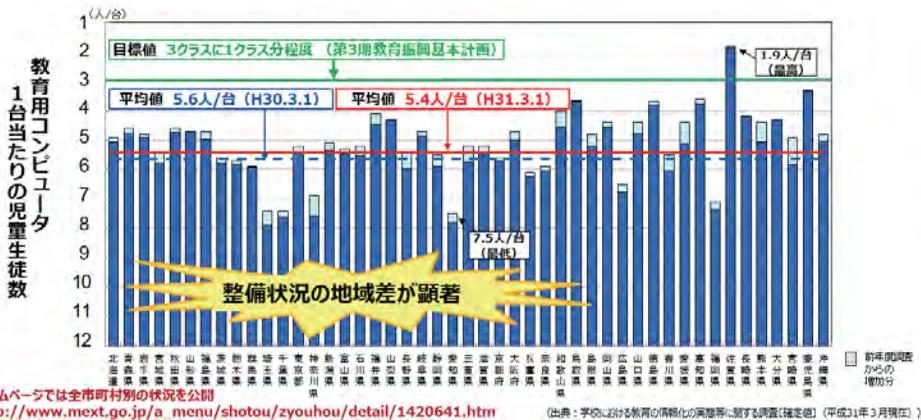
多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、子供たち一人一人に公正に個別最適化され、
資質・能力を一層確実に育成できる教育ICT環境の実現へ



文部科学省

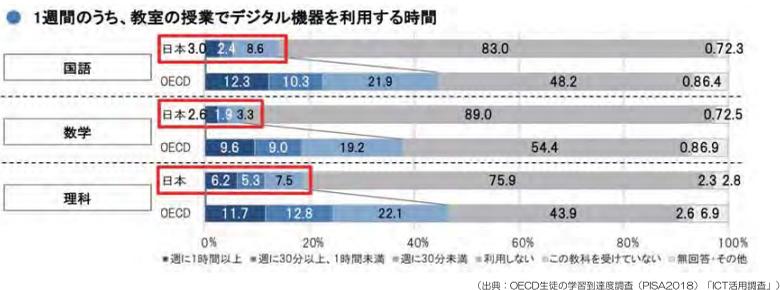
1 学校のICT環境整備状況は脆弱かつ危機的な状況

- 学校のICT環境整備状況は脆弱であるとともに、地域間での整備状況の格差が大きい危機的な状況



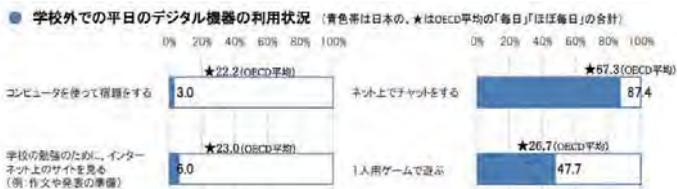
2 学校におけるICT利用は世界から後塵を拝している状況

- 学校の授業におけるデジタル機器の使用時間はOECD加盟国で最下位



3 子供の学校外でのICT使用は「学習外」に比重

- 学校外でのICT利用は、学習面ではOECD平均以下、学習外ではOECD平均以上



G I G Aスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの
教育実践の蓄積

×

ICT

=

学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの
授業改善

「1人1台端末」ではない環境

一斉学習

- ・教師が大型提示装置等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる

学びの
深化

個別学習

- ・全員が同時に同じ内容を学習する（一人一人の理解度等に応じた学びは困難）

学びの
転換

協働学習

- ・意見を発表する子供に限られる

「1人1台端末」の環境

- ・教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる
- 子供たち一人一人の反応を踏まえた、双方向型の一斉授業が可能に



- ・各人が同時に別々の内容を学習
- ・個々人の学習履歴を記録
- 一人一人の教育的ニーズや、学習状況に応じた個別学習が可能



- ・一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有
- ・子供同士で双方向の意見交換が可能に
- 各自の考えを即時に共有し、多様な意見にも即時に触れられる



ICTの活用により充実する学習の例

- ☑ **調べ学習** 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑ **表現・制作** 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑ **遠隔教育** 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑ **情報モラル教育** 実際に情報・情報技術を活用する場面（収集・発信など）が増えることにより、情報モラルを意識する機会の増加

令和元年度補正予算額 2,318億円
 公立:2,173億円、私立:119億円、国立:26億円

G I G A スクール構想の実現

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における
校内LANを整備
 加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請

私立 補助対象：学校法人
 補助割合：1/2

国立 補助対象：国立大学法人、
 (独) 国立高等専門学校機構
 補助割合：定額

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

- 国公私立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

公立 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
 補助割合：定額 (上限4.5万円)

※市町村は都道府県を通じて国に申請
私立 補助対象：学校法人
 補助割合：1/2 (上限4.5万円)

国立 補助対象：国立大学法人
 補助割合：定額 (上限4.5万円)

支援メニュー

① 校内LAN整備+端末整備

② 端末独自整備を前提とした
 校内LAN整備

③ LTE通信費等独自確保を
 前提とした端末整備

措置要件

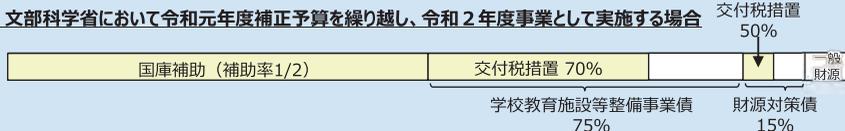
- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保**を踏まえた**LTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画

校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置 (イメージ)

(1) 令和元年度補正予算の場合



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」を策定しました。

このために必要な経費については、2018~2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

目標としている水準と財政措置額

標準的な1校当たりの財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
 各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) フォントや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどはしめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

都道府県 高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村 小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも”使えるICT

🌱 検索サイトを活用した調べ学習

- ・一人一人が情報を検索し、収集・整理
- ・子供たち自身が様々な情報にアクセスし、主体的に情報を選択する



🌱 文章作成ソフト、プレゼンソフトの利用

- ・子供たち一人一人が考えをまとめて発表
- ・共同編集で、リアルタイムで考えを共有しながら学び合い



🌱 一斉学習の場面での活用

- ・誰もがイメージしやすい教材提示
- ・一人一人の反応や考えを即時に把握しながら双方向的に授業を進める



🌱 一人一人の学習状況に応じた個別学習

- ・デジタル教材を活用し、一人一人の学習進捗状況を可視化
- ・様々な特徴を持った生徒によりきめ細やかな対応を行う



“1人1台”を活用して、教科の学びを深める。教科の学びの本質に迫る。

🌱 国語

書く過程を記録し、よりよい文章作成に役立てる

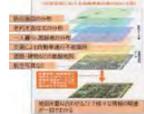
- ・文書作成ソフトで文章を書き、コメント機能等を用いて助言しあう
- ・文章作成ソフトの校閲機能を用いて推敲し、データを共有する



🌱 社会

国内外のデータを加工して可視化したり、地図情報に統合したりして、深く分析する

- ・各自で収集したデータや地図を重ね合わせ、情報を読み取る
- ・分析した情報を、プレゼンソフトで、わかりやすく加工して発表

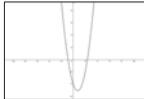


(国土交通省HPより引用)

🌱 算数・数学

関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する

- ・画面上に表示した二次関数のグラフについて、式の値を変化させて動かしながら、二次関数の特徴を考察する
- ・正多角形の基本的な性質をもとに、プログラミングを通して正多角形の作図を行う



🌱 理科

観察、実験を行い、動画等を使ってより深く分析・考察する

- ・観察、実験を動画等で記録することで、現象を科学的に分析し、考察を深める
- ・観察、実験のレポートやプレゼンテーション資料などを、写真やグラフを挿入するなどして、一人一人が主体的に作成する



「スマホでIPを見ながら実験を振り返り」

🌱 外国語

海外とつながる「本物のコミュニケーション」により、発信力を高める

- ・一人一人が海外の子供とつながり、英語で交流・議論を行う
- ・ライティングの自動添削機能やスピーキングの音声認識機能を使い、アウトプットの質と量を大幅に高める



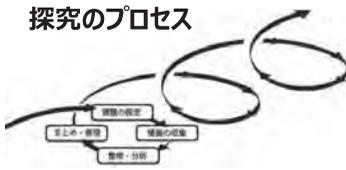
“1人1台”を活用して、教科の学びをつなぐ。社会課題の解決に生かす。

ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究するSTEAM教育 ※

※Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

探究のプロセスにおける様々な場面において、ICTを効果的に活用することができる

探究のプロセス



課題の設定	実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

文部科学省初等中等教育局長 **丸山 洋司**

GIGAスクール構想により、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化され、創造性を育む学校教育を実現できるように全力を尽くしてまいります。

文部科学省では、関係省庁や関係団体と連携・協力し、ハード面の整備だけでなく、ソフト面や指導体制を一体とした教育改革を推進します。

各地方公共団体、教育委員会におかれましては、千載一遇のこの機会を絶対に逃すことなく、関係者が一丸となって取り組んで頂きますよう、よろしくお願いいたします。

総務省情報流通行政局長
情報流通振興課長 **吉田 正彦**

現在、我が国が迎えるSociety5.0時代は、ICTの活用が前提となる世界です。そうした時代においては、子どもたち一人一人がICTを利用できるGIGAスクール構想は極めて重要な取組だと認識しています。

総務省では、GIGAスクール構想を支える情報通信環境の整備として、光ファイバー網の整備や、新たな技術である5Gの学校現場での活用の実証等を行うこととしており、セキュリティ等の観点にも十分留意しながら、GIGAスクール構想が実りある成果を生み出していくことを期待しています。

全国知事会文教環境常任委員長
長野県知事 **阿部 守一**

Society5.0時代を生きる子どもたちには、変化が激しく予測不可能な社会において、自ら未来をたくましく切り拓いていく主体性や豊かな創造性を身に付けることが求められています。

教育におけるICTの効果的な活用は、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、一人ひとりに個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現につながるべく大いに期待されているところでです。

全国知事会としても「Society5.0時代の礎」となる人材を育成し、新たな時代における地方自治を推進するため、「GIGAスクール構想」の実現に取り組んでまいります。

全国町村会行政委員長
徳島県那賀町長 **坂口 博文**

農山漁村は、豊かな自然や伝統文化、人とのつながりなど、恵まれた環境に囲まれている一方、地理的ハンディを抱えています。

「GIGAスクール構想」によるICT環境の整備は、こうしたハンディの克服はもとより、子どもたちが多様なコンテンツに触れることや、都市部や海外との交流を可能にすることで、新しい価値の発見や地域が持つ魅力への気づき、そして思考力と創造力を育むことにもつながります。

子どもたちは、これからの日本と地域を支える大切な宝物です。一人一人の個性を伸ばし、Society5.0時代に活躍する人材の育成に結びつくよう、本構想の着実な推進を期待しています。

指定都市教育委員会協議会会長
北海道札幌市教育委員会教育長 **長谷川 雅英**

令和2年度から順次全面実施を迎える新学習指導要領において、「情報活用能力」が子どもたちの学習の基盤となる資質・能力として明確に示されました。

ICTが高度化していく社会において、情報活用能力の育成を通して「生涯にわたって能動的に学び続ける」力を育むためには、子どもたちが日常的にICTを活用できる環境を整えることともに、これを生かした学習活動の充実を図ることが重要です。

指定都市教育委員会協議会としても、本構想に基づく取組を一層推進し、子ども一人一人の力を最大限引き出す「令和の学びのスタンダード」の実現に努めてまいります。

全国町村教育委員会会長
広島県安芸太田町教育委員会教育長 **二見 吉康**

主体的・対話的・深い学びを実現し子供たちの未来の学びを構築するため、教師の適切な指導とICT教育環境整備は不可欠で急務です。全国の町村教委は、子供たちの学習活動がより充実されるよう、それぞれの学校に整備の具体的な計画を策定し実行されることが望めます。全国のすべての子供たちがPC端末を1人1台日常に活用し、教科の学びを深め、教科の学びが学び、社会課題の解決に生かされている学習環境が実現されることを期待しています。そのことにより都市部と地方の子供たちや教師同志がつながり、学びと学びがつながり、指導と指導につながることを望んでいます。

総務省自治財政局長 **内藤 尚志**

総務省では、これまで学校のICT環境の整備に要する経費として、単年度1,805億円を地方財政計画に計上し、地方交付税により措置してきたところで、

このたびGIGAスクール構想の実現に向け、令和元年度補正予算において、児童生徒1人1台端末の整備とあわせ、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進することとされたことを受け、校LANの整備に係る地方負担について、補正予算債等による地方財政措置を講じているところです。

地域間格差が生じないよう、それぞれ地域で円滑に情報機器の整備等が行われ、Society5.0時代にふさわしい学校教育が行われますことを期待しております。

経済産業省商務・サービスグループ
商務・サービス審議官 **藤木 俊光**

Society5.0時代を生きる子ども達は、さらにその先の「未来社会の創り手」となるべく、確かな基礎学力を土台にした創造性を育む必要があります。そのため、経済産業省では、「未来の教室」実証事業を通じ、一人ひとりに対してEdTech等を活用した個別最適化された学びや、社会課題に向き合い創造性を育む「学びのSTEAM」を推進しております。

2020年度においては、「GIGAスクール構想」の上で、教育の先進事例を創出する「未来の教室」実証事業を、より発展的に実施する予定です。また、多くの子ども達にEdTechを活用する機会を創出する「EdTech導入実証事業」を実施、学びの改革を全国に広げてまいります。

全国市長会文教委員会委員長
埼玉県本庄市長 **吉田 信解**

今般、政府は、国家プロジェクトとして、GIGAスクール構想を実現する意思を示されました。現場を担う都市自治体としても、すべての子ども達が真に時代に合った、そして次代を拓く教育を受けられるよう、尽力していきたいと考えています。そのためにも、国が主体となっており、協力して取り組んでいただく必要があります。地方自治体では、ICT支援員の不足等の課題がまだ現状にありますので、国の十分な支援をお願いします。また、このプロジェクトの実現に向け、地方財政の厳しい状況に鑑み、継続的な財政支援策を講じていただくことを期待します。

全国都道府県教育委員会連合会会長
東京都教育委員会教育長 **藤田 裕司**

現在、各学校では、Society5.0時代に向けた人材育成や、教員の働き方改革に積極的に取り組んでいます。これらの取組をより効果的に推進するためには、ICT機器・環境整備の充実が不可欠です。

ICTの効果的な活用により、児童・生徒の学習に対する興味や関心を更に高め、相互に共同した探求学習ができると考えています。また、離島等での遠隔教育や、様々な理由により通学が困難な児童・生徒の学習参加も可能となります。さらに、教員の業務負担軽減を図ることもできると考えています。

都道府県教育委員会では、国や市区町村と十分な連携を図り、GIGAスクール構想の実現に向けて、ICT環境整備とその活用について全力で取り組んでまいります。

全国都市教育委員会協議会会長
群馬県高崎市教育委員会教育長 **飯野 眞幸**

子供たち一人一人に資質・能力を身につけさせる主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指している中、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すために、これまで培ってきた教育実践の更なる深まりと最先端ICTのベストミックスは必要不可欠なものとなっています。高崎市でも先端的ICT協議会を立ち上げ、産学官が一体となってICTの効果的な活用について研究を進めています。成果として全ての子ども達の意見が反映されることで自己有用感が高まり、結果として深まりのある授業となっています。こうした質の高い授業がどの学級でも当たり前に行われるよう、一層推進していきます。



文部科学省

担当 文部科学省初等中等教育局
住所 〒100-8959 東京都千代田区麹町3-2-2

文部科学省のホームページ情報、GIGAスクール構想に関する情報が掲載されております。ぜひご覧ください。



新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について、一回答した1213公立学校における割合～ 令和2年4月 文部科学省

	回答数	割合
テレビ放送を活用した家庭学習	288/1213	24%
教育委員会や独自で作成した家庭学習	118/1213	10%
上記以外のデジタル教材やデジタル教材を活用した家庭学習	353/1213	29%
同時双方向のオンライン指導を通じた家庭学習	60/1213	5%

【文部科学省】GIGAスクール構想の加速による学びの保障

・「1人1台端末」の早期普及や、家庭でも使える通信環境の整備など、「GIGAスクール構想」におけるハードウェア・人材を一体的に整備と加速することで、災害や感染症の発生時による学校の臨時休業等への緊急時においても、ICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を早期に実現

家庭オンライン学習の早期実現

【経済産業省】「未来の教室」ビジョン

(1) 学びのSTEAM化：一人ひとりに適した学びの提供、「知る」と「創る」が循環する、文理融合の学びに
 *STEAM:様々な分野の学習を統合的に学び応用、創造的な方法によって問題解決を図ることができる人材育成に力を入れる教育方針
 (2) 学びの自立化・個別最適化：一人一人違う認知特性や学習到達度をもとに、学び方を選べる学び

☆ 小中学校学習者用タブレット端末の整備時期を前倒し

☆ 国の方針の変化に伴い、令和5年度末までの整備予定を令和2年度末までに前倒しして整備

☆ 全ての子どもたちの学びを保障するための学習環境の整備

☆ 家庭のWi-Fi環境を活用した家庭オンライン学習を実施（環境が整っていない家庭には市から貸与）

家庭オンライン学習により新たにできること

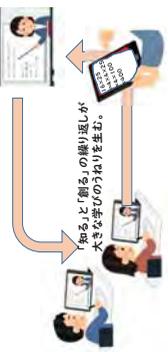
学びの個別最適化



学びの双方向化



学びの循環



考えや意図の共有

社外や他の専任、専任と非専任、それぞれが持つ端々の画面を通して共有できる。



新しい学び方 今後の学びのすがた

学校の機能を家庭の中に

- ・家庭にも児童生徒が学校の様子を知り、学習面でも息持たせる面でも、学校や先生、仲間とつながることができそうです。
- ・画面上の向こうに『学校』『学級』を感じることができるとこの心強さがあります。欠席しても、自宅待機であつても学校と繋がりつつあるということが画面的です。

動画・音声の送受信

- ・コンパスなどの教具の使い方や理科の実験の様子なども、動画の視聴でプロセスを詳しく知ることができそうです。
- ・音楽では自ら歌い演奏した動画を、また英語では発音したりの動画を、先生やJET-ALTIに送付することで、家にながら指導を受けることができそうです。

繰り返しの学習

- ・従来の授業では、授業を後からもう一度見直すことができてきませんが、児童生徒にとって、授業内容の確認や定着、深化のためには、繰り返しの学習が求められる機能があれば、学習効果が一気にアップします。

教員の業務のスリム化、効率化

- ・プリント作成、印刷、配布、ノート回収、採点、返却。今まで繰り返されてきた、大切な時間のかかる教員の仕事がスリム化、効率化されました。
- ・オンライン学習の環境を整備し、今まで制ることのできなかった時間を、子どもと向き合う時間や教材研究等を行う時間にします。



・阪南市の子どもたちが、9年間をおとす主体的に家庭学習に取り組めるオンライン学習環境を整えれば、学習環境が劇的に改善される！
 ・学習到達度、興味関心がデジタル記録されることで、「誰も一人ぼっちにしない、誰も排除しないまち」阪南市の子どもたちも全員の可能性をひろげる多様な学びの選択が実現できる！

阪南市の英語教育

～はんなんの子どもたちがワクワクしながら英語を学びます～

英語と楽しく出会います

★英語ミュージカルを、市内

全ての児童が、鑑賞します。

- 令和3年度中に劇団K10の英語劇『マグナとふしぎの少女』を、各小学校で鑑賞します。保護者の皆さまや地域の方向にも一緒に見ていただける方法も検討します（小学校の後は、就学前のお子さんにも鑑賞を広げる予定です。）
- 当日と鑑賞前後の **学習カリキュラム** を編成します。
- 学年別に、チャレンジする英語話を決めていきます。
- 鑑賞後は、出演キャラクターを用い、ゲームなどを交えながら、英単語・英会話を学習します。
- 先生やJET青年と**、一緒に学びます。
- 休みの時間も、**英語探検カルタ**で遊びます。
- さらに **英語学習アプリ** を用いて学習します。

（新型コロナウイルス感染症に配慮した形式で、開催します）

就学前教育

～英語に触れる～

- 英語劇やALTとの交流活動で英語に触れます。

- 阪南市教育大綱（平成30年4月策定）より
- （4）自ら学ぶ方向に、考え、判断し、表現できる子どもを育てます。
- 阪南市教育基本方針（平成31年4月策定）より
- 最重点目標：言語活動の充実
- B 外国語（英語）教育の充実を図る

【基本方針】*英語を使ってコミュニケーションを図ることができるといえる教育委員の示す教育目標（平成31年4月策定）より

- 「私ができる」私もだいじょうぶ!

目標

- 積極的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。
- ALTとの交流を通じて基礎的な英会話を身につけ、海外の文化についての理解を深める。
- 英語を「聞く」「読む」「話す」「書く」学習を総合的に深め、英語を実際のコミュニケーションに活用する力を身につける。

中学校 ALT4名（各校に1名）

～毎日英語に接し、深く学ぶ～

- 英語指導助手（ALT）が常駐
- ・中学生は週4時間（年間14.0時間）の『外国語科』学習

小学校 ALT4名（2校に1名）

～英語に親しみ、楽しく学ぶ～

- 全員が『英語劇』を鑑賞。当日と前後のカリキュラムで学習
- ・5～6年生は週2時間（年間7.0時間）の『外国語科』学習
- ・3～4年生は週1時間（年間3.5時間）の『外国語活動』学習

★JETコーディネーター

総合コーディネーターを配置し、ALTと教員をサポートします。

★阪南市外国語担当連絡会

教員の指導力アップを図り、市の英語指導研究、研修を強化します。

子どもたちの将来の姿は…



◆G20大阪がミットで、各国首脳配偶者に、「はんなんの海・アマモシ」について発表した阪南の子どもたち。市教育委員会では、現任、小学校4校の先生方や児童と共に、「海洋教育/イオニアスクールプログラム」の研究を進めています。夢の一つは、フルカーボンなど、地球環境保全の学習成果を、英語で、世界に向けて発信できる子どもが育つことです。

★JETプログラムにより、英語指導助手

(ALT)を8名に増員します。

・阪南市教育委員会では、国のJETプログラムを活用し、外国籍の英語指導助手（ALT）を全小・中学校に配置することとしました。
（新型コロナウイルス感染症の状況により、計画は前後することがあります）

- これにより、本市の各校で、小学校では35日（210時間）、中学校では180日（1080時間）、英語指導助手（ALT）による学習時間が増加します。
- 英語指導助手（ALT）は市の会計年度任用職員として任用されること、から、英語学習の時間だけでなく、園児・児童・生徒と交流したり、休み時間に一緒に遊んだり、各学校行事への参加も可能となります。
- 特に、市内の中学校全校には、英語指導助手（ALT）が常駐することになり、毎日の学習・交流が深まります。

- また、小学校には週に2～3日英語指導助手（ALT）が派遣され、保育所・幼稚園での英語を使った交流日数が増えます。
- また、英語指導助手（ALT）は、地域に住み、地域の国際化にも寄与することが可能になります。

- ★12年間の英語学習で、中学校卒業までに、英語検定3級程度の学力を目標します。
- ★英語で世界と繋がります。

私はいじょうぶ！

笑顔の英会話を身につけます。

